

杉並区新型コロナウイルス等対策行動計画の概要について

新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成25年4月施行)第8条に基づき、病原性が高い新型コロナウイルス及び危険性のある新感染症への対策に関する行動計画として「杉並区新型コロナウイルス等行動計画」を策定する。(罹患率を区民の30%と想定)

区行動計画の概要

1 計画の基本的な考え方

- 国及び東京都の新型コロナウイルス等対策行動計画との整合性を保つ計画とする
- 発生した新型コロナウイルス等の特徴を踏まえ、弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示す

2 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する
- 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

3 対策の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理を主眼とし、状況に応じた柔軟な対応できるよう設計
- 都、近隣市区町村、関係機関との連携・協力の確保
- 記録の保存・作成

4 区の体制

政府・都対策本部が設置されたときは、区においても直ちに任意の区対策本部を設置し、緊急事態宣言が発令された場合は、特措法に基づく区対策本部に移行する。また、海外で発生した場合は、政府・都対策本部が設置されない場合においても危機管理対策本部の判断により区対策本部を設置することができる。

発生段階に応じた主な対策

発生段階		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
実施体制		訓練の実施 新型コロナウイルス等対策調整会議の開催 新型コロナウイルス対策関係医療機関等連絡会の開催(情報提供・共有)	政府・都対策本部設置 危機管理対策本部	緊急事態宣言が発令された場合 新型コロナウイルス等対策本部【特措法】			政府・都対策本部廃止 区対策本部廃止
主な対策							
1 サーベイランス情報収集	サーベイランス体制の構築 情報収集・分析 発生段階に応じたサーベイランスの実施 など	通常のサーベイランス	サーベイランス強化、患者の全数把握			重症化の傾向把握	通常のサーベイランス
2 情報提供・共有	区民、事業者への迅速な情報提供 都、医療機関など関係機関との連携強化 など	普及啓発・情報提供	情報の一元化、関係各課との情報共有 区広報・公式HPへの掲載 発生状況・感染予防策・相談体制の周知 イベント等中止や制限要請等の感染拡大防止策の周知				第一波終息発表
3 区民相談	新型コロナウイルス相談センターの設置 感染拡大防止策など各種相談の対応	体制の事前準備	新型コロナウイルス相談センター設置 一般相談窓口の設置 相談体制の強化				平常体制回復
4 感染拡大防止	個人の感染予防及び防疫措置 感染リスクの高い施設の感染対策 など	感染予防策普及啓発	感染拡大防止策の準備開始 感染予防策の注意喚起	感染リスクの高い施設の対策強化	不要不急の外出・事業の中止・縮小等の呼びかけ		感染拡大防止策の解除
5 予防接種	特定接種、住民接種の実施	接種体制の整備	特定接種実施 住民接種準備	住民接種(新臨時接種)勧奨	住民接種(新臨時接種)実施 緊急事態宣言下では臨時接種		第二波に備えた接種勧奨
6 医療	医療提供体制の整備 新型コロナウイルス専門外来の設置	発生に備えた準備	新型コロナウイルス専門外来設置 感染症指定医療機関への入院措置 抗インフルエンザウイルス薬予防投与			すべての医療機関で診療 院内体制「通常」⇒「強化」⇒「緊急体制」	平常体制の回復
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	区民生活の維持 遺体に対する適切な対応 事業者への支援	要配慮者事前把握 対策普及啓発 火葬能力等の把握	要配慮者への支援準備 食料・生活必需品等の安定供給を依頼 要配慮者への支援 ごみの排出抑制対策			遺体の火葬・安置所対策	平常活動の回復
8 都市機能の維持	区役所機能の維持 区民の安全・安心の確保	庁内体制整備	杉並区業務継続計画【新型コロナウイルス編】に基づく対応を実施 安全・安心の確保のための対策を実施			ライフラインなどの社会機能維持の要請	平常体制の回復